9 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！

●やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担する。

●親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わない。

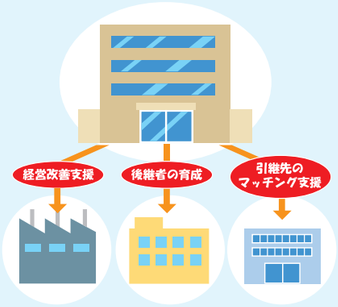
例えば…
- ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- ●納期や工期の過度な年度末集中



10 親事業者は下請事業者の「事業承継」に協力しましょう！

●下請事業者の円滑な事業承継実施に向けて、経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援など積極的な役割を果たすこと。

●下請事業者も事業承継計画の策定など、事業継続に向けた計画的な取組を行う。



11 天災等緊急事態に備え、災害時には協力して行動しましょう！

●自然現象による災害など緊急事態の発生により、サプライチェーンが寸断されることがないように、連携して事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）の実施に努める。

天災等が発生した場合…
- ●下請事業者は速やかに被害状況を親事業者に知らせる。
- ●親事業者は天災等発生後、下請事業者の被害状況を確認して、一方的な負担を押し付けることがないように注意する。
- ●親事業者は被害を受けた下請事業者が事業活動の維持又は再開する場合、出来る限り取引関係の継続や優先的な発注など配慮する。



取引条件改善に向けた取組みについてはコチラ▶ 未来志向型の取引慣行に向けて 検索

〈本件に関する問い合わせ先〉中小企業庁 取引課 TEL 03-3501-1669

下請振興法の「振興基準」とは？

令和2年1月に振興基準が改正されました！



下請振興法の「振興基準」とは？

親事業者と下請事業者の、望ましい取引関係を定めています。

下請法とは異なり、資本金が自己より小さい中小企業者に対して製造委託等を行う幅広い取引が対象となります。

※「振興基準」:下請中小企業振興法第3条第1項に基づき、経済産業大臣が制定（経済産業省告示）。

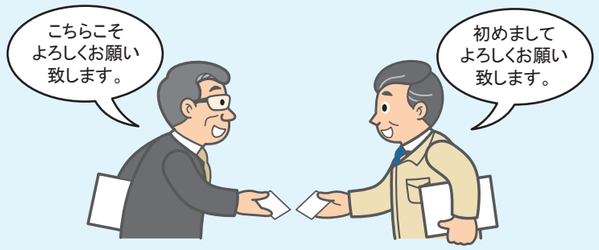
改正のPOINT

- **型取引について、「型の取扱いに関する覚書」に基づき、取引条件を明確にすること！**
- **不要な型は、速やかに廃棄又は返却すること！**
- **サプライチェーン全体の業務効率化のため、下請事業者の情報化の取組を支援すること！**

経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry
中小企業庁

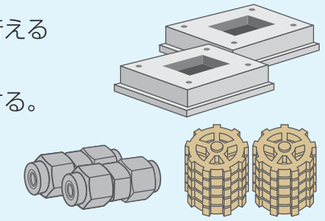
1 親事業者と下請事業者は共存共栄！

親事業者は、「働き方改革」や生産性の向上に取り組むことが出来るよう、下請事業者への訪問や面談を欠かさないように心がける。



2 発注内容は明確にしましょう！

●親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努める。
●発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないよう十分に配慮する。
●取引の停止、又は大幅に減少しようとする場合には、経営に影響を及ぼさないよう十分な猶予を持って予告する。



3 NEW 情報化に向けて積極的に対応しましょう！

●下請事業者は、業務効率化のため、セキュリティ対策をし、業務の情報化に積極的に取り組んでいくものとする。
●親事業者は、下請事業者の情報化に向けた取組を支援し、自らも情報化への対応に努めるものとする。

例えば…
●責任者の配備や企業内システムの改善
●電子受発注や電子的な決済等の導入



4 一方的な原価低減要請は止めましょう！

親事業者は、原価低減要請をするとき、経済合理性や十分な協議を欠いた要請はしない。

例えば…
●原価低減目標の数値のみを提示する。
●原価低減要請に応じることを発注継続の前提とする。
●文書や記録を残さない（口頭で削減幅を示唆）等



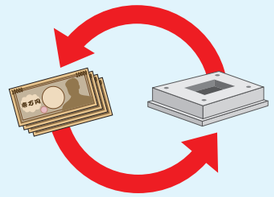
5 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議する。



6 NEW 金型・木型などの型取引の適正化に努めましょう！

●型の製造や型を用いた製品や部品等の製造を委託するときは、「型取引の適正化推進協議会報告書」を踏まえ、双方で十分に協議し、下請事業者に不利益が及ばないようにする。
●「型の取扱いに関する覚書」を利用するなどして取引条件を明確にする。
●型を製造委託したときは、型の引き渡し前までに代金を一括で支払う。
●不要な型は、速やかに廃棄又は返却し、保管させる場合は、費用を支払う。



7 支払いは現金！ 手形の場合、親事業者が割引料の負担をしましょう！

●下請代金の支払いは可能な限り現金にする。
●手形などによる場合は、割引料を下請事業者に負担させることがないようにする。
●手形サイトは120日（繊維業においては90日）を超えてはならないことを当然として、将来的に60日以内とするように努める。
●大企業は率先して、大企業間の取引においても手形払いの現金化などの支払条件の見直しなどを進める。
●親事業者が型を製造委託した場合、下請事業者に代金を60日以内に支払う。
●型を下請事業者が保管する場合、代金の支払い方法は下請事業者と十分協議し、一括払いの要望があれば速やかに支払うよう努める。



8 業界で自主行動計画を作り、親事業者は積極的に協力しましょう！

●親事業者、下請事業者ともに下請ガイドラインを守る。親事業者は下請ガイドラインの内容に即して、マニュアルや社内ルールを整備し、自社の調達において徹底させる。
●業界団体は、サプライチェーン全体の「取引適正化」と「付加価値向上」を図るため、自主行動計画を策定する。親事業者はそれに積極的に協力する。

※令和2年8月末時点で、自動車、素形材、機械製造、航空宇宙、繊維、電機・情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、流通、建材・住宅設備、紙・加工、金属、化学、警備、放送コンテンツ、トラック運送、建設の16業種48団体が自主行動計画を策定・公表。

